

# 13 仕事

## 公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談や職業紹介等をしています。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
ハローワーク八幡 黒崎駅前庁舎	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ6階	622-5566 <621-3941>	J R 「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスターミナル」
ハローワーク八幡 若松出張所	〒808-0034 若松区本町一丁目14-12 若松港湾合同庁舎1階	771-5055 <751-5467>	J R 「若松駅」 バス「若松南海岸通り」
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた8階	871-1331 <881-4026>	J R 「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
ハローワーク小倉	〒802-8507 小倉北区萩崎町1-11	941-8609 <941-8631>	モノレール「香春口三萩野駅」 バス「三萩野」
ハローワーク小倉 門司出張所	〒800-0004 門司区北川町1-18	381-8609 <381-5875>	J R 「小森江駅」 バス「ハローワーク門司前」

業務取り扱い時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15  
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

## 北九州障害者しごとサポートセンター 身知精

北九州障害者しごとサポートセンターは、国・県が設置した「北九州障害者就業・生活支援センター」と市が設置した「北九州市障害者就労支援センター」が一体的に活動する就労支援の拠点です。

### 〔対象者〕

障害者（事前に電話・ファックスかEメールでご相談ください。）

### 〔内容〕

就職を希望する障害者に、相談、情報提供、職場開拓などの支援を行います。

### 〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州障害者しごと サポートセンター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウエルとばた2階)	871-0030 <871-0083>	J R 「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	HPアドレス	http://www.syugyo.sakura.ne.jp	
	Eメール	syugyo@kitaiku.com	

開所時間 月曜日～金曜日 8:30～18:30  
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

## 障害者職業センター

＜障害者の方に対して＞

ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての職業評価、職業指導、職場適応援助者（ジョブコーチ）による就職前及び就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

＜事業主の方に対して＞

事業主が障害者を新たに雇用する際の作業施設の改善、障害者の能力に合わせた職務の開発、また事業主が障害者を受け入れた後のさまざまな問題などについて、専門的な助言・援助を行っています。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
福岡障害者職業センター 北九州支所	〒802-0066 小倉北区萩崎町1-27	941-8521 <941-8513>	モノレール 「香春口三萩野」 バス「三萩野」

受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:00  
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

## 職業能力開発校

〔対象者〕

- 1 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳を取得されている方、又は取得可能な方
  - 2 療育手帳を取得されている方、又は取得可能な方、もしくは児童相談所・障害者更生相談所・障害者職業センター等で発行される知的障がいのある方と認める判定書を提出できる方
- 以上の条件のいずれかを満たし、就職の意思を有し、訓練面で集団生活に支障のない方

〔内容〕

職業に必要な知識や技能を習得し、職業の安定と自立を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施しています。授業料は無料です。

募集人員150名

課程	科 名	募集定員	訓練期間	課程	科 名	募集定員	訓練期間	
普通	プログラム設計科	20	2年	普通	建築設計科	20	1年	
	コンピュータ製図科 (機械製図科)	20	1年		短期	流通ビジネス科		25
	商業デザイン科	20				流通ビジネス科 (視覚障害者対象音声パソコンコース)		5
	OAビジネス科 (OA事務科)	20				総合実務科		20

※普通課程の科は高等学校卒業程度又はこれと同等の学力を有する18歳以上の方

※通校が困難な方には寮施設があります。入寮にあたっては、主治医の意見書（本校様式）を提出していただき、寮生活の可否を判断することがあります。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
国立県営 福岡障害者職業能力開発校	〒808-0122 <small>あますみ</small> 若松区大字蟹住1728-1	741-5431 <741-1340>	市営バス 70番「原牟田」 又は71番「大鳥居」

## 労働者支援事務所

職場のいじめや解雇、賃金未払等の労働に関する相談を受けて、アドバイスやあっせんを行っています。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
福岡県北九州労働者支援事務所	〒802-0001 小倉北区浅野3丁目8-1 (AIMビル4階)	967-3945 <967-3946>	JR「小倉駅」 バス「浅野2丁目」

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 毎週水曜日 夜間電話相談 17:15～20:00  
閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

## 障害者の雇用促進（事業主制度）

障害者の雇用の促進等に関する法律により、次のようなことが定められています。

### 【法定雇用率】

事業主は、法定雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することが義務付けられています。

[民間企業] 一般…2.0%

[国・地方公共団体・独立行政法人]2.3%(但し、都道府県等の教育委員会は2.2%)

※常時雇用している労働者数が100人を超える事業主(各年度における各月の常時雇用している労働者数が100.5人以上の月が連続又は断続して5ヵ月以上あること)で、法定雇用率未達成の場合は障害者雇用納付金を納付し、反対に法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合は障害者雇用調整金が支給されます。また、常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、雇用障害者数の年度間合計数が一定数を超えた場合は報奨金が支給されます。

### 【助成制度】

障害者を雇用するために必要な施設・設備の整備、雇用管理、通勤対策等を図る費用として各種助成金が事業主に対し支給されます。

### 〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310 <092-718-1314>	地下鉄「赤坂」

## 障害者雇用促進法の改正（H25.6）

平成25年6月の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、雇用分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります。

※①②③については、平成28年4月1日より施行

### 【①障害者に対する差別の禁止】

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止

(例) 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの各項目において、障害者であることを理由に障害者を排除することや、障害者に対してのみ不利な条件とすることが、差別に該当する

### 【②合理的配慮の提供義務】

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける

※但し、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く

(例) ・車いすを利用する方にあわせて、机や作業台の高さの調整

・知的障害を持つ方にあわせて、口頭だけでなく文書・絵図等を用いて説明

### 【③苦情処理・紛争解決援助】

事業主に対して、①②に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化する

### 【④法定雇用率の算定基礎の見直し】（平成30年4月1日より施行）

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える